

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年1月27日 13時45分ごろ
発生場所	山口県宇部港 宇部港西防波堤灯台から真方位183°950m付近 (概位 北緯33°55.7′ 東経131°13.9′)
事故の概要	貨物船兼砂利石材等運搬船 ^{だいえい} 第十大栄丸は、離岸作業中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年2月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船兼砂利石材等運搬船 第十大栄丸、489トン 134194、長門マリン株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷中央部から船尾部にかけての船底外板に擦過傷、左舷中央部ビルジキールに亀裂及び曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期 宇部市には、1月27日05時08分に波浪注意報が、10時51分に風雪注意報がそれぞれ発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、積荷役を行う目的で、宇部港芝中西岸壁北面に船首を南西方に向けて出船左舷着けの状態から離岸作業を開始した。 本船は、全ての係留索を放して離岸を開始し、船首の右舷錨鎖を巻き上げ終えて芝中西岸壁北西端付近に達したところ、急に強まった北西風により船尾が南東方へ圧流され始めた。 船長は、船尾が芝中西岸壁に接近していることを認め、船尾を右方に振る目的で、主機を前進としたままバウスラストを左舷方に作動させて左舵一杯を取った。 本船は、芝中西岸壁北西端を通過したものの、北西風により南東方へ圧流され続け、同岸壁西面に敷設された消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、乗組員に損傷状況の確認を行うよう指示し、本事故の発生を海上保安庁に通報するとともにA社に連絡した。 本船は、船長が手配したタグボートにより離礁した後、船長が操船して宇部港芝中東岸壁に着岸した。 本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約2.9mであった。

	<p>船長は、離岸前に携帯電話の天気予報アプリケーションで気象情報を確認していたが、風雪及び波浪注意報が発表されていることを知らず、夕方から夜間にかけて風が強くなると思っていたので、早く次の目的地に向かおうと考えて急いでいた。</p>
分析	<p>本船は、芝中西岸壁北面に着岸中、風雪注意報が発表され、同岸壁に吹き寄せる北西風を受ける状況下、船長が、気象情報から夕方から夜間にかけて風が強くなると思い、早く次の目的地に向かおうと考えて急いで離岸作業を開始したことから、急に強まった北西風により南東方へ圧流され、芝中西岸壁西面に敷設された消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、芝中西岸壁北面に着岸中、風雪注意報が発表され、同岸壁に吹き寄せる北西風を受ける状況下、船長が、気象情報から夕方から夜間にかけて風が強くなると思い、早く次の目的地に向かおうと考えて急いで離岸作業を開始したため、急に強まった北西風により南東方へ圧流され、芝中西岸壁西面に敷設された消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、離岸前に注意報等を含む気象及び海象情報を必ず確認して離岸の可否を判断し、気象及び海象の悪化が予想されて離岸作業が困難になると判断した場合、離岸を一時見合わせることを。